

行政刷新会議

規制・制度改革委員会

「集中討議」

〔第2日〕平成24年11月28日（水）

【ライフ（介護）分野】

介護事業における事業主体（社会福祉法人）の
在り方

14:00～16:30

内閣府 規制・制度改革担当事務局
〒100-8970 千代田区霞が関3-1-1
電話：03-5253-2111（代表）

規制・制度改革委員会 集中討議

第2日 出席者名簿

【委員会構成員】

委員長	岡	素之	住友商事株式会社相談役
委員長代理	大室	康一	三井不動産株式会社特別顧問
	安念	潤司	中央大学法科大学院教授
	市川	眞一	クレディ・スイス証券株式会社 チーフ・マーケット・ストラテジスト
	翁	百合	株式会社日本総合研究所理事
	佐久間	総一郎	新日鐵住金株式会社常務取締役

【専門委員】

	土屋	了介	公益財団法人がん研究会理事
	藤井	賢一郎	日本社会事業大学大学院 福祉マネジメント研究科准教授
	松山	幸弘	キャノングローバル研究所研究主幹/経済学博士

【事業者等】

	久野	義博	株式会社日本ヒューマンサポート代表取締役
	廣江	研	社会福祉法人こうほうえん理事長

目 次

ライフ（介護）分野

介護事業における事業主体（社会福祉法人）の 在り方

厚生労働省提出資料	1
日本ヒューマンサポート提出資料	6
こうほうえん提出資料	19
松山専門委員提出資料	24

■ 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立した法人である。

第一種社会福祉事業

【経営主体】

- ・国、地方公共団体又は社会福祉法人が原則
- ・その他の者は、都道府県知事の許可が必要

【主な事業】

- ・児童福祉法に規定する乳児院
- ・老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
- ・障害者自立支援法に規定する障害者支援施設 等

第二種社会福祉事業

【経営主体】

特に制限はなし

【主な事業】

- ・児童福祉法に規定する保育所
- ・老人福祉法に規定する老人デイサービス事業
- ・障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業 等

■ 社会福祉法人は、社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行うことができる。

公益事業

【主な要件】

- ・社会福祉と関係のある公益を目的とする事業であること
- ・社会福祉事業に対し、従たる地位にあること 等

【主な事業】

- ・介護保険法に規定する居宅サービス事業
- ・有料老人ホームを経営する事業 等

収益事業

【主な要件】

- ・その収益を社会福祉事業又は一定の公益事業に充てること
- ・社会福祉事業に対し、従たる地位にあること 等

【主な事業】

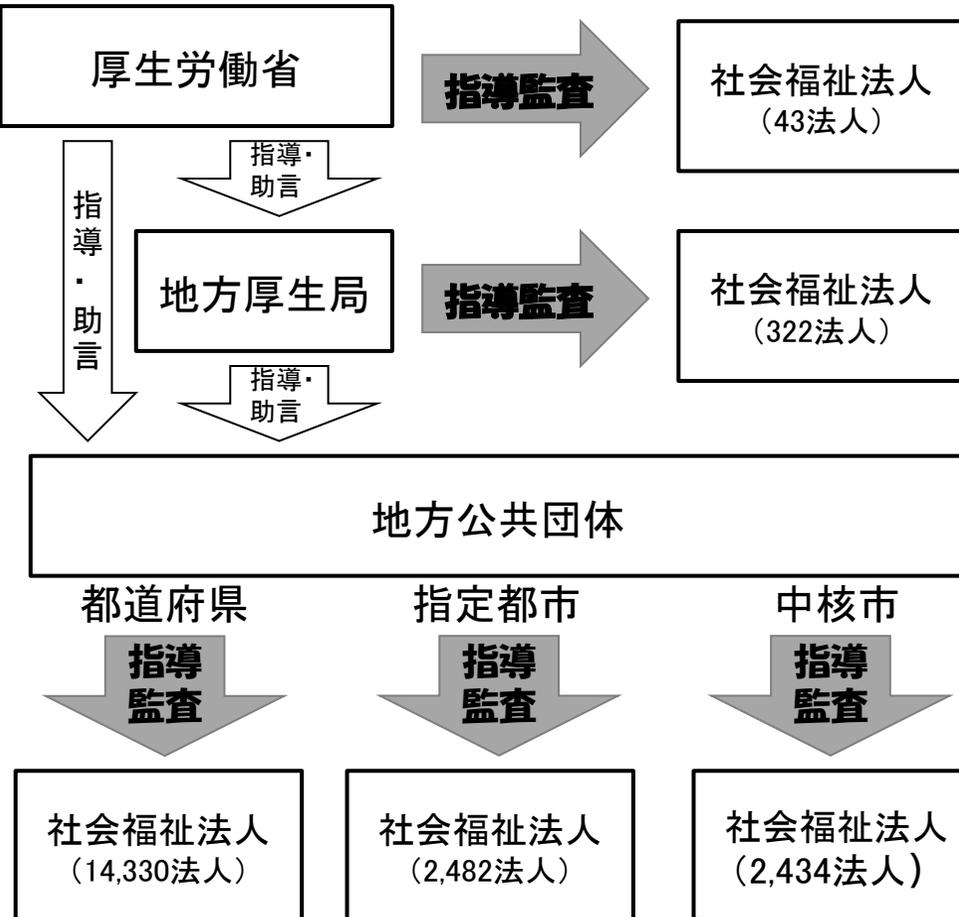
- ・法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営 等

社会福祉法人に対する指導監査について

■ 厚生労働省において統一基準(指導監査要綱等)を示し、国及び地方公共団体が所管している社会福祉法人の業務及び財産の状況について指導監査を実施。

指導監査の仕組み

※法人数は平成24年3月末日時点



※「第二次地方分権一括法」に基づき、平成25年4月より、主たる事務所が一般市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市を超えない法人に対する、指導監査等の権限が都道府県から一般市へ移譲される予定。

一般的な指導監査の流れ

- ① 指導監査実施計画の作成
- ② 社会福祉法人に対して、指導監査実施通知
- ③ 指導監査の実施
- ④ 指導監査結果の通知
- ⑤ 社会福祉法人からの是正改善報告書の受理
- ⑥ 是正状況の確認

指導監査の周期

【一般監査】

- ・運営に大きな問題がなく、外部監査を実施又は法人活動に積極的な取組(第三者評価事業の受審等)が認められる場合 → 4年に1回
- ・運営に大きな問題がない → 2年に1回
- ・運営に大きな問題がある → 年に1回又は随時

【特別監査】

- ・運営に重大な問題がある場合に実施

福祉サービス第三者評価制度について

趣旨

- 利用者に対する質の高いサービスの提供に資するよう、福祉事業者が提供する福祉サービスを公正・中立な第三者機関が専門的・客観的に評価する「福祉サービス第三者評価制度」を実施。
(平成16年度より種別横断的に実施)
- 福祉サービス第三者評価の受審は任意。受審件数は、年間2,000～3,000件程度。
※ 社会的養護関係施設については、平成24年度から受審を義務化。
- 第三者評価機関は都道府県が指定。
平成22年度末現在、454法人。

評価項目

- 種別横断的な共通評価項目は53項目。
※ 別途、種別ごとに上乗せの評価項目を定めているものもある。(児童養護施設、障害者施設等)
- 評価項目例は、以下のとおり。
 - ・ 理念や基本方針が確立・周知されているか
 - ・ 緊急時や災害時における利用者の安全確保に向けた取組が行われているか
 - ・ 地域や関係機関等との連携が確保されているか
 - ・ 利用者を尊重したサービスが提供されているか
 - ・ 利用者満足の向上を図るための取組が行われているか
 - ・ サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われているか 等

新社会福祉法人会計基準について

新会計基準以前

- 社会福祉法人の会計処理については、社会福祉法人会計基準の他、実施事業に関する会計処理基準が複数存在
- ※ 「社会福祉法人会計基準」の他、介護保険事業に関する「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」など複数の基準が存在

(問題点・課題)

- 事務処理が煩雑
- 適用する基準により計算処理結果が異なる場合があるなど、法人全体の財務状況の把握が困難な場合がある

新会計基準

- 社会福祉法人が行うすべての事業を対象とし、会計ルールを一元化
- ※ 既存の社会福祉法人に係る会計処理基準のほか、公益法人会計基準(平成20年4月)、企業会計原則等を参考として作成

(新会計基準の制定による効果)

- 会計ルールの一元化による事務簡素化
- 法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能にするとともに、外部への情報公開にも資する

新基準の実施時期

- 平成24年4月施行
- 移行期間として、平成26年度までは従来の会計処理によることができる。

特別養護老人ホームの設置主体の要件緩和について

○平成22年6月18日

「規制・制度改革に係る対処方針」閣議決定

…「特別養護老人ホームへの社会医療法人参入を可能とする方向で検討し、結論を得る。」

○平成23年3月11日

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」閣議決定

…社会医療法人による特別養護老人ホームの設置を可能とする旨の条項を盛り込む。

○平成23年5月31日

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」衆議院本会議修正議決

…社会医療法人による特別養護老人ホームの設置を可能とする旨の条項が削除。

<法案修正の背景及び趣旨>

【平成23年6月9日参議院厚生労働委員会】

○柚木道義議員

背景、経緯ということございまして、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームにつきましては、心身の障害によって介護を必要とする要介護者にとってのついの住みかでございます、その事業の実施に当たりましては、高い公益性及び安定性を担保することが必要不可欠でございます。

そのため、従来は、老人福祉法におきましては、特養あるいは養護老人ホームの設置主体を十分な公益性及び安定性が確保されている地方公共団体、社会福祉法人、地方独立行政法人、日本赤十字社及び厚生連に限定していたところでございまして、御案内のところかもしれません。

そういった中で、今般の改正におきましては、設置主体として社会医療法人を加えることとしておったものの、前述の設置主体限定の趣旨に鑑みまして、これを削ることとしたということでございます。

集中討議資料



株式会社日本ヒューマンサポート

公金支出の制限

憲法89条 1946年制定

公金その他の公の財産は(中略)、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない

公金支出不可



適用除外

社会福祉事業法 1951年制定

公の支配に属する条件を認可要件に組み込む事により憲法89条の抵触を回避



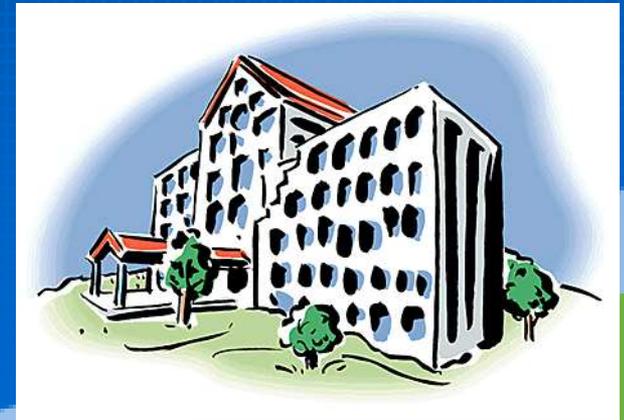
社会福祉法人に限定補助金支出が可能に

補助金の支出により施設整備が促進



介護保険法2000年施行

民間事業者が参入可能に



社会福祉法人の特例措置

- ① 設立時の建設補助金
- ② 法人税
- ③ 印紙税は一部非課税
- ④ 消費税
- ⑤ 事業税
- ⑥ 市町村・都道府県民税は非課税
- ⑦ 固定資産税は原則非課税
- ⑧ 不動産取得税は非課税
- ⑨ 特別土地保有税は原則非課税



以前の3本柱
措置制度
原則非課税
補助金

トヨタを凌駕
する内容

内部留保

1施設

3億円

社会福祉法人

16,300施設

(社会福祉法人の内、特に恩恵を受けている法人)

7.5兆円……収入

5.9%……平均利益率

16兆円……総資産

13兆円……純資産

一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 2009年分調査

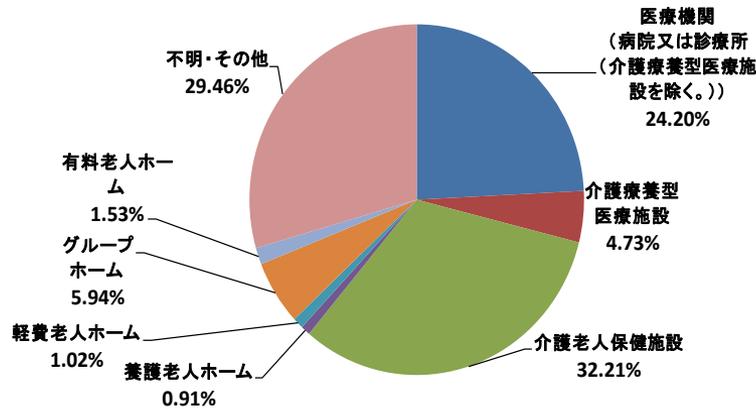
全国老人福祉施設協議会(全国老施協)の、特別養護老人ホーム(特養)の内部留保に関する実態調査(2011年)の結果、1施設当たり約3億円の内部留保があるとの調査結果

特別養護老人ホーム待機者数

特別養護老人ホームの

待機者数約42万1,000人

在宅でない特養待機者の入院・入所状況

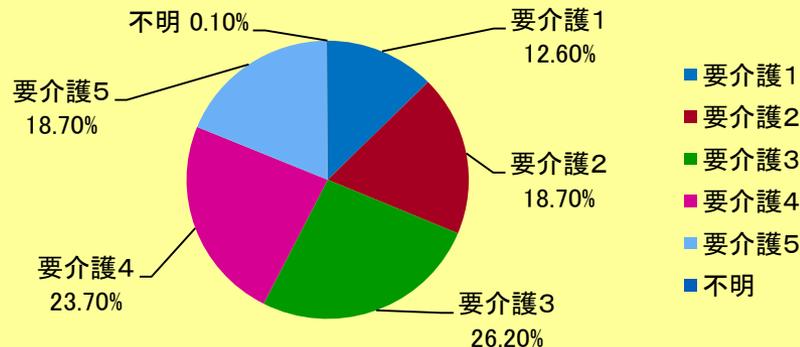


約22万人が
在宅で待機

現在の生活場所(人)

在宅	222,582
医療機関	53,861
介護療養病床	10,523
老健	71,692
養護老人ホーム	2,022
軽費老人ホーム	2,271
グループホーム	13,232
有料老人ホーム	3,414
その他・不明	65,567

介護度別待機者



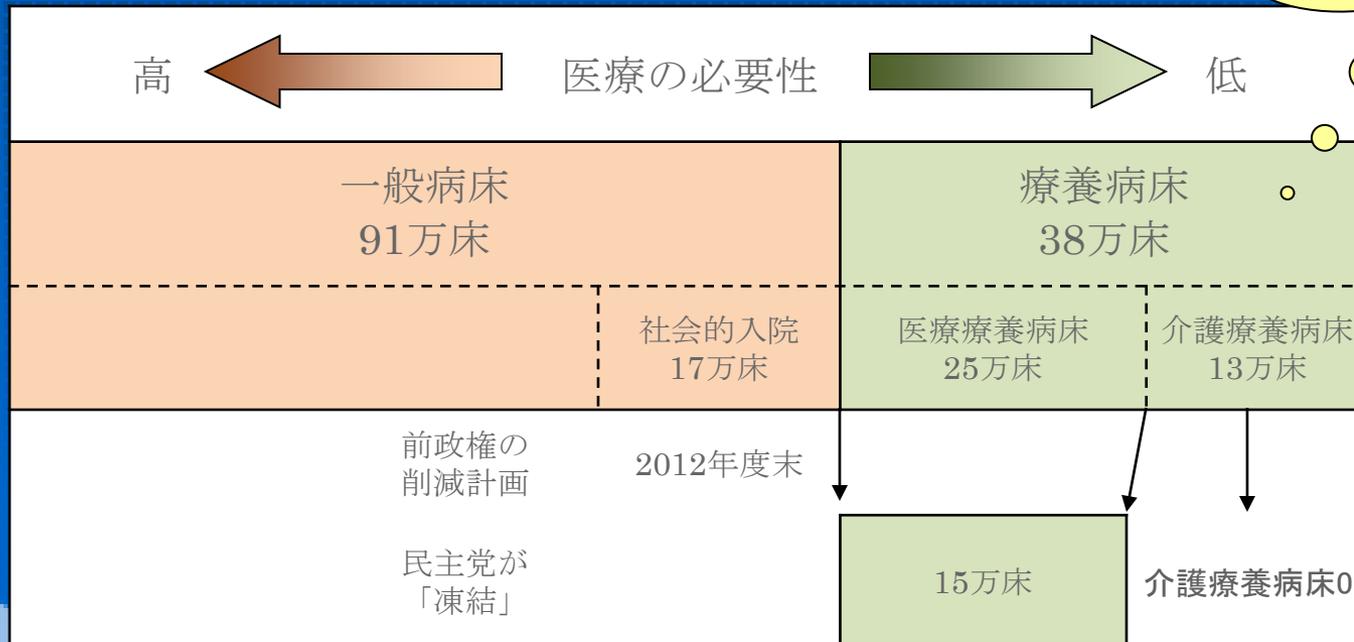
	不明	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
介護度別待機者	791	52,914	78,657	110,372	99,806	78,719	421,259

特別養護老人ホームの入所申込者の状況
21.12.22 老健局高齢者支援課

療養型病床廃止見直し 削減数を調整

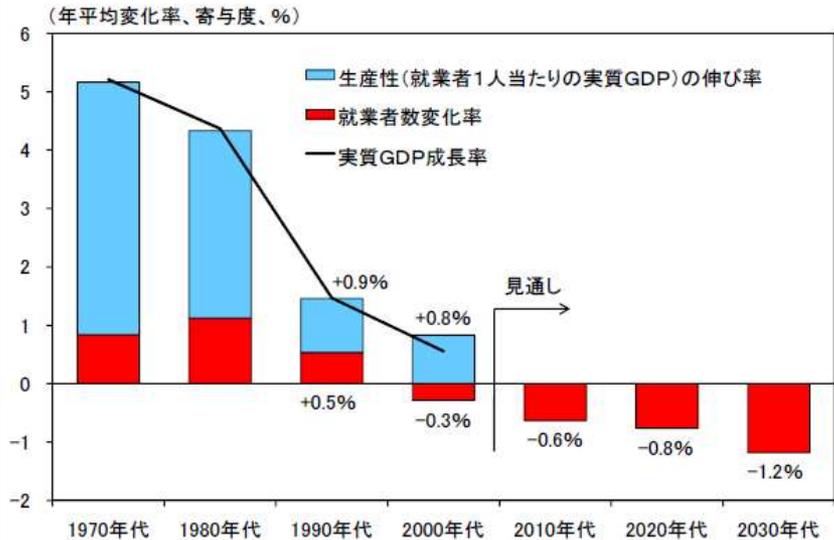
削減23万床

一般・療養病床数と社会的入院患者数



新成長戦略

日本の実質GDP成長率の要因分解



日本銀行金融研究所 国際コンファレンス資料より12.5.30

GDP成長率低下

新成長戦略における牽引産業

医療・介護・健康関連分野103兆円市場

医療59兆円+介護19兆円

+健康関連25兆円……………103兆円

雇用創出……………280万人

新成長戦略

日本の財政は2010年度末に借金(政府と地方を合わせた公的債務残高)は973兆円

年間約50兆円もの国債を発行

マニフェスト 新成長戦略

医療・福祉・健康関連分野
109兆円市場に

「2020年度(H32年度)までの平均名目成長率3%、実質成長率2%」数値目標

社会保障費の抑制

財源は生まれるのか？



基礎年金

- 高額所得者 (1,000万以上)
月額66,000円を半減
- 支給開始年齢

65歳 → 68~70歳程度へ



医療費の総額抑制は？

医療コスト低減を！

高齢者医療

- 70~74歳

1割 → 2割負担



一体改革

政府原案

社会保障費の抑制と財源確保

- 消費税率 2015年までに5% → **10%** ↑
- 消費税を目的税化

年金

高齢者医療

介護

子育て

若者の就労対策

▼消費税率

2015年度までに段階的に
5% → 10%

▼消費税を社会保障の為の目的税

従来の年金、高齢者医療、介護の分野に加え、子育てや若者の就労対策にも充てて、効率的な社会保障政策を実施する、という2つの柱です。

▼年金について

年収1000万円以上の高額所得者の基礎年金を半減額

現在月額

6万6000円 → 3万3000円

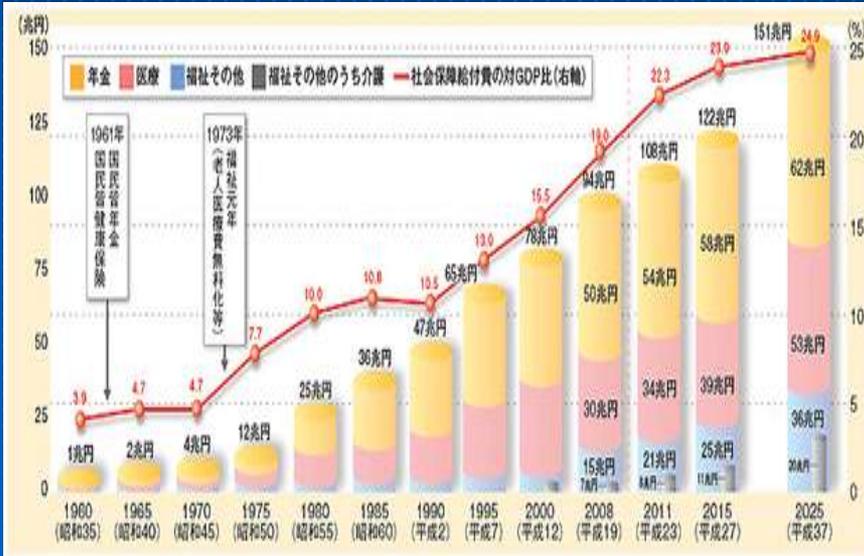
支給開始年齢

65歳 → 68歳 → 70歳程度

▼高齢者医療について

70歳から74歳迄の年齢層を対象
医療費の窓口負担を1割 → 2割

社会保障費



※財務省ホームページ「税制について考えてみよう(平成23年10月発行)」

2015年度改革実施後の想定 (内閣府)

社会保障費 (国・地方)

47.4兆円

年金・介護
高齢者医療
+
子育て
若者就労促進

?
20兆円

消費税
27兆円

2015年度の国と地方を合わせた社会保障関係の公的負担・財政支出 = 47兆4000億円
消費税 → 社会保障目的税として利用

消費税1%を2兆7000億円と計算 → 10%の**消費税分27兆円**

↓
全額を社会保障関係に充てても、**20兆円あまりが消費税で賄えない!**

↓
増え続ける社会保障費は消費税以外の所得税や法人税などの財源を回さざるを得ない厳しい財政事情

特養と有料老人ホームの違い

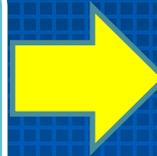
項目	特養ホーム	有料老人ホーム	
補助金	○	×	概ね300万円/室
減免措置	○	×	各種税金も免除
入居金	×	○	
平均介護度	3.8	2.4	
介護保険負担額	263,000円/月	190,500円/月	
月額利用料金	7-13万円/月	15-30万円/月	
人件費率	60.8%	48.7%	
調整区域への設置	○	×	
土地賃貸	○	○	
建物賃貸借	×	○	

市街化調整区域における施設整備

市街化調整区域内における施設整備の開発について、都市計画法上により運用されている

市街化調整区域内の開発許可

都市計画法第34条第1号～14号に該当
都市計画法施行令第29条の5により開発
許可



市街化調整区域
特養＝設置可
有料＝設置不可

都市計画法第34条第1号：「・・・政令で定める公益上必要な建築物又は・・・」



都市計画法施行令第29条の5：施行令21条第26号イからハまでに掲げる建築物



都市計画法施行令第21条第26号ロ：社会福祉法による社会福祉事業

第1種社会福祉事業・・・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム

第2種社会福祉事業・・・老人居宅介護事業等、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、
小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型共同生活介護事業



有料老人ホームも利用者にとっては同様のサービス
類推解釈の上、規制の緩和を！

調整区域における設置を許可

特養・有料における費用負担差額

特養待機者及び療養型が廃止された場合の利用者数の合計、約65万人を、要介護3と想定し、特養と有料(特定施設入居者生活介護)で介護を行ったときの費用負担差額の比較



65万人(特養、療養型待機者) × 30,600円/人 = 198.9億円/月

2386.8億/年

介護度	特養	有料	差額(円)
要介護1	197,700	168,000	29,700
要介護2	218,700	188,400	30,300
要介護3	240,600	210,000	30,600
要介護4	261,600	230,400	31,200
要介護5	282,300	251,400	30,900



同条件で介護を行うと
2386.8億/年削減
(有料が効果的)

民間活力の効果Ⅱ

特養待機者 42万人
療養型(廃止予定数) 23万人
待機者数合計 65万人

民間事業者により施設整備
した場合の必要施設数

標準的な施設整備を想定

- ・建物面積 1,000坪
- ・利用者数 80人
- ・建築コスト 7億円
- ・施設人員 65人

待機者65万人 ÷ 80人/施設 = 8125施設



経済効果

建築コスト7億円 × 8125施設
⇒ 5.7兆円

補助金削減
見込額

300万円/室 × 65万室
⇒ 19.5兆円

民間活力を利用する事で、経済効果・雇用創出。その結果、補助金を削減することが可能となり、社会保障費の負担軽減が図れる。

雇用創出

施設人員65人 × 8125施設
⇒ 52.8万人

改革提言

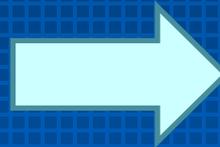
改革提言

- ①特養補助金カット
- ②特養税制面の特例措置廃止
- ③有料の調整区域で事業許可
- ④特養の借家を認める
- ⑤民間企業による特養を認める
- ⑥弱体化特養のM&A



改革による効果

- ①社会保障費の削減
- ②租税収入の増加
- ③利用料金の低減
- ④イニシャルコスト削減
- ⑤効率的経営
- ⑥施設の健全経営



規制改革と民間活力の運用による効果

- 補助金を投入しない事を条件とすることにより、民間企業とのイコールフットイングを確保する事で、インフラの整備をはじめとする社会保障費の削減効果や租税収入による財源確保も可能に。
- また、特養の借地が認められているように借家についても緩和する事で、土地・資産を有しているオーナーの有効活用により施設整備を促進。
- 弱体化した特養については、M&Aを可能にし事業再生を図る。
- 有料老人ホームの調整区域での事業許可を行う事で、特養に近い料金設定の施設整備を図る。





Human Healthcare Group

～ぬくもりとやさしさと安心、そして信頼とのふれあい～

こうほうえん

規制・制度改革委員会
集中討議

介護分野における 社会福祉法人の現状と課題

平成24年11月28日
社会福祉法人こうほうえん
理事長 廣江 研



Kohoen Social Welfare Corporation

社会福祉法人の現状と課題

－新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業－

これまでの福祉経営

- 1951（昭和26）年に創設
- 手厚い施設整備費補助と措置費による裁量の余地の小さい運営
- 「一法人一施設モデル」、「施設管理モデル」
 - ・施設管理中心、法人経営の不在
 - ・事業規模零細
 - ・再生産・拡大生産費用は補助金と寄附が前提
 - ・画一的サービス
 - ・同族的経営

経営環境の変化

- 特に90年代以降、大きな環境変化
 - ・公的給付総額の拡大
 - ・措置から契約へ、制度の普遍化
 - ・多様な主体の参入、競合
 - ・規制改革、イコール・フットィング論
 - ・財政的な制約の増大（補助金の見直し、介護報酬マイナス改定）
- 今後も新たなニーズの発生
 - ・2015年、2025年問題
 - ・認知症高齢者や独居世帯の増加
 - ・施設から在宅へ、地域生活支援
 - ・虐待、ホームレス等多様な福祉ニーズ

「法人単位の経営」から「自立・自律」と「責任」へ
 「施設管理」から「法人経営」へ

新たな時代における福祉経営の基本的方向性

規模の拡大、新たな参入と退出ルール

- ・複数事業を運営し、多角的な経営を行える
＝「規模の拡大」を目指す
- ・新しい福祉・介護基盤の整備に当たっては、新規法人設立を当然の前提とせず、経営能力・ケアの質の確保の観点から既存法人の活用を考慮
- ・合併・事業譲渡、協業化の推進
- ・質の低い法人・経営者は退出を誘導
- ・（独）福祉医療機構等による経営診断・経営指導の強化

ガバナンスの確立・経営能力の向上

- ・資金使途規制の緩和等による法人単位の資金管理により、経営の自由度を拡大
- ・公益事業の充実・活性化、収益事業の推進
- ・理事会・法人本部の機能強化
- ・中間管理職層の育成・確保

長期資金の調達

- ・施設の老朽建替や新規投資のための長期的・安定的な資金調達が課題
- ・（独）福祉医療機構融資について、償還期間の延長等融資条件の改善を検討
- ・民間金融機関の融資の拡大、直接金融の可能性等も検討課題

人材育成と確保

- ・介護従事者の質の向上
- ・介護報酬上の評価
- ・キャリアパスの形成
- ・マッチングシステムの強化
- ・雇用管理の改善
- ・労働生産性の向上

新しい福祉経営に向けた行政のあり方

- 新たな福祉の「産業政策」の確立が急務
 - ・質の高い福祉の「担い手」の育成
 - ・「施設整備偏重型」行政から「経営の質重視型」行政へ
- 不必要に些細であったり、合理性に欠ける指導監督は見直すべき
- 行政職員の意識の改革と質の向上

社会福祉法人の新たな課題とその課題への対応

Kohoen Social Welfare Corporation



新たな課題	対応
① 社会福祉法人の理念・使命の実践	法で定められた社会福祉事業のみならず、各地域のニーズ把握と積極的な取り組みの実践。全国社会福祉施設経営者協議会（以下「全国経営協」）として「一法人一実践」「アクションプラン2015」の徹底
② ガバナンス・コンプライアンスの欠如	情報開示、労働基準法違反にも繋がる。社会福祉懇談会にてアクションプラン2015をベースとした社会福祉法人向け日本経営品質賞を日本生産性本部と検討
③ サービスの質	経験と勘に頼りがちで根拠に基づくケアは発展途上。第三者評価は各県任せで評価機関の質にバラつきがあり評価を受ける義務も公表義務もない。病院機能評価機構のように全国一律の体制整備により劣悪な事業者の排除を。
④ 情報開示	決算書、事業活動報告書などホームページ等を通じ積極的に公表。法令厳守同様、厳しい対応を
⑤ 内部留保	全国経営協でも内部留保の実態を調査中。年明け公表予定。地域包括ケアシステムを構築するリーダーとして小規模多機能型居宅介護事業、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などへの積極的参入（当初は赤字であっても大きな地域貢献へと繋がる）
⑥ 震災対応	全国経営協として「震災に被災した法人を一法人たりとも潰さない」の合言葉のもと毎年1億円の基金を拠出。福島県にプレハブ宿舎を建てて会員法人の職員が3年間交代で支援実施中
⑦ 生活困窮者の生活支援	低所得者対応は今年の全国経営協の最重要課題として設定。 例）大阪府社会福祉協議会の活動。各社会福祉法人が拠出した資金を基に地域で生活困難に直面している人に対する生活相談支援を法人の枠を越えて各法人の職員が実施。県経営協で同様な支援を始めるところが何箇所か出てきている
⑧ 社会福祉法人による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度の実施	全国経営協会員に対し全対象事業100%実施を制度発足当時から呼びかけ（未申請16.6%、制度を知らない20.0%、未実施32.7%）
⑨ 地域貢献	
⑩ 新たなサービスの開発	
⑪ 地域包括ケアに対する連携不足	株式会社が株主に対して情報提供や配当をすることで経営責任を果たすことと同じように、社会福祉法人は利用者、地域住民に対して情報提供、新たな地域ニーズを掘り出し対応する
⑫ 地域への情報発信不足	
⑬ 労働基準法違反が多い	介護保険法改正でも取り上げた事項。法令遵守は経営者の責任として厳しく対応



行政への要望改善事項

【行政への要望改善事項】

- ・ 個人情報保護により地域情報が手に入らない（災害対応が困難）
- ・ 複数事業における柔軟な兼務（地域包括ケアの実施体制）
- ・ 小規模事業所での一人夜勤。労働基準法で求められる外出自由な休憩時間の確保は困難。
医療介護の現状に見合った法整備が必要。
- ・ 小規模事業所、ユニットにおける研修参加日数に配慮した配置基準
- ・ 非課税（社会福祉法人の使命を果たしている法人、または事業）
- ・ 処遇改善加算等の膨大な報告書類の削減
- ・ 第三者評価の全国一律の体制整備と劣悪な事業者の排除（病院機能評価機構のように）
- ・ 2025年までに100万人の介護人材の増員が必要
 - － 他産業からの転職支援、失業者等への就労支援対策「緊急・地域雇用創出事業（地域人材育成事業）」「働きながら資格取得が出来る」制度の延長
 - － 経済連携協定（EPA）による外国人介護士の養成。5年研修に来られるように



【参考】社会福祉法人こうほうえん概要

設立：昭和61年7月3日
 所在地：鳥取県境港市
 主な事業：介護保険事業、保育所、
 障がい福祉サービス、
 リハビリテーション病院、
 給食・配食、レストラン
 福祉用具販売

職員数：2,032名（平成24年11月1日現在）
 男性30.2%、女性69.8%
 正規71.8%、非正規28.2%
 離職率8.5%（平成23年度）

事業数：196事業
 定員数：入所系 1,662名
 通所系 1,503名

平成23年度事業活動収入計：
 11,066,000千円

人件費率：68.44%
 事業所所在市町村：鳥取県境港市、米子市、鳥取市
 東京都北区、品川区、江東区



【平成23年度実績】

○地域貢献実績：

・低所得者への減免実績	計145,000千円
・職員によるボランティア参加	延2,303名
・実習受け入れ	延7,174名
・見学受け入れ	延1,299名
・地域ボランティア受け入れ	延6,695名
・ヘルパー養成研修他	90名
・喀痰吸引研修	240名
・認知症サポート養成	4,357名（累計）

○職員育成実績：

・研修受講実績	延6,548名（法人共通研修分のみ）
・外部研修参加	延 933名（内海外研修18名）
・研修に係る費用	目標 売上げの1%
	（内部研修に要した人件費相当額 48,700千円）

【その他】

- ・介護の日イベント（平成20年～各市・区にて開催）
米子市ショッピングモール共同・鳥取県後援イベント
来場者 3,448名
- ・法人研究発表会（地域住民、地自体関係者参加）
148題 参加550名
- ・オールジャパンケアコンテスト主催
選手参加 108名 一般来場者2,500名
- ・地域防災協定（全事業所所在地の地自体・自治会等）
30協定

【サービスの質向上】

- ・教育研修人財部、外部法人幹部育成
- ・ISO、JQA（日本経営品質賞）、常勤監事
- ・DCM（認知症ケアマッピング）
- ・オムツ外し、抑制廃止宣言
- ・第三者評価受審と一般公開
- ・慶應義塾大学との共同研究



社会福祉法人と介護事業に関する規制改革

2012年11月28日(水)

松山 幸弘

一般財団法人キャングローバル戦略研究所

研究主幹 経済学博士

社福約1,200法人の財務諸表調査とヒヤリングに基づく印象

模範的社会福祉法人 ＜少数派＞

- * 様々な福祉ニーズに積極的に取り組んでいる複合体。
- * 社福として事業規模が大きく当該地域の優良雇用主。
- * 職員数が多く、求められる職能も多様であることから、仮にファミリー事業体であっても人材育成機能が高い。
- * 健全経営のもと事業拡大⇒内部留保の社会還元にも積極的。

社福の使命達成が不十分な法人 ＜多数派＞

- * 設立の主目的が相続税対策と補助金獲得にある。
- * 背後に営利目的事業体があり、社福からの資金流出が疑われる。
- * 財務諸表に初歩的ミスがあり、経営管理体制、ガバナンスに問題。
- * 小規模なファミリー事業体であり、若い介護士等が就職しても人生設計が立てられない。
- * 内部留保を社会還元する意思がなく事業拡大に消極的。

公費を重点配分すべき

非課税・補助金の優遇対象として疑義！

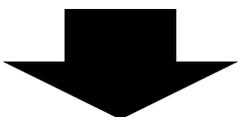
社会福祉法人の内部留保について

社会福祉法人の内部留保水準に理論的最適値は存在しない
(理由)

黒字経営を続けている限り、毎年黒字額の一定割合を社会還元拠出していても内部留保は貯まり続ける。ちなみに、米国の非営利医療福祉事業体の中には、免税となった法人税額以上の社会還元拠出を毎年続けながら内部留保を数千億円保有している所がある。



社会福祉法人が使命を果たすためには内部留保は大きいほどよい



しかし、わが国の場合、年間事業規模の数倍の金融資産を有する事業体が存在するなど、“**内部留保を社会還元する意思がない**”と思われる社会福祉法人が多数存在することが大問題。

施設経営社福16,300全法人の財務諸表分析が必須

(全法人調査の目的)

- ◆財務省が指摘した社福の経営行動と収益構造の要因分析を行う
- ◆福祉サービス事業に対する補助金政策の適正化を図る
- ◆次なる社会福祉法人制度基礎構造改革の検討材料とする

<調査のイメージ>

- * 財務諸表のみでなく所轄官庁に提出された全資料の2010年度と2011年度の2期分を集める(所要期間約1ヶ月)
 - ⇒ 共通様式調査表で情報収集する方法もあるが、情報信頼度が劣る
- * 経営分析の専門家が10人いれば約3ヶ月で第一次集計可能
- * 費用は調査対象社会福祉法人全体で拠出してもらう

調査結果が出れば介護事業を巡る社福VS株式会社論争も一変

全国をカバーする第三者評価機関が必要

役割	<ul style="list-style-type: none">◆全国の社会福祉法人の実態把握により「模範的社会福祉法人」と「社福の使命達成が不十分な法人」を峻別する判定基準を作成する。◆外部監査の機能が監査報告書作成に止まるのに対して、非営利性遵守の状況評価など社会福祉法人制度の目的との整合性もチェックする。◆施設利用者保護のための権限を行使する。◆所轄官庁への情報提供と連携。
その他	<ul style="list-style-type: none">◆運営費は社会福祉法人全体から拠出させる仕組みとする。◆公認会計士、税理士を直接雇用してスタッフとする。



国民に対して全法人の財務諸表をWEB公開するインフラとなる

模範的社会福祉法人(セーフティネット事業体)の判定基準

現行制度は、形式要件のみならず実質的にもこの判定基準をクリアーしているか疑義あり

非営利	利益は特定の個人に一切分配されずに現在及び将来にわたり社会還元
非課税優遇	免税額と同等以上の社会還元

(問題提起)

設備投資で補助金を得た事業体が年間黒字の免税額以下の社会還元しかしないのであれば、政府としては補助金を出さずに課税して自らその事業を行った方が国民の満足度を高めることができる。

社会福祉法人制度の経営形態に関わる問題点

非営利 & 非課税優遇に値する使命・理念の“形骸化”

株式会社

出資持分あり医療法人

- ◆ 実質営利事業体
- ◆ 税法上の扱いが企業と同じ

30 特定個人グループが、補助金・非課税優遇を受けている社福or社医を併営しつつ、共同購買、コンサルタント料、役員ベネフィット等を通じて法人間で利益調整

社会福祉法人

社会医療法人

違法ではなく営利目的経営者として賢明な選択
しかし、財政危機時代の公費投入先としては不適格

世界標準のセーフティネット事業体の経営形態

社会福祉法人が経済成長のエンジンになる仕組み

社会福祉法人(+社会医療法人)
厳格な要件を満たす事業体にのみホールディングカンパニー機能を付与

配当
配当収入が特定個人グループに帰属しないので
非営利要件は堅持される

出資

民間企業

出資

配当

<合併事業>

- 国内で福祉・医療の周辺業務
子会社経営形態には非営利or株式ともにあり
- 海外で介護事業(経営形態は株式会社)

海外進出の主目的は国内事業の追加財源獲得と雇用創出・人材育成

日本のソフトパワー強化

通説の誤り

介護・福祉は日本経済成長のエンジンにはならない

経済成長に寄与できるのは医療のみ

社会保障には年金、医療、介護、子育て支援、生活保護などがある。このうち年金と生活保護は所得の移転であり経済成長に概ね中立である。

介護、子育て支援の場合は、財源投入することで施設が増え雇用も創出される。しかし、その財源は他産業から再配分されたものである。

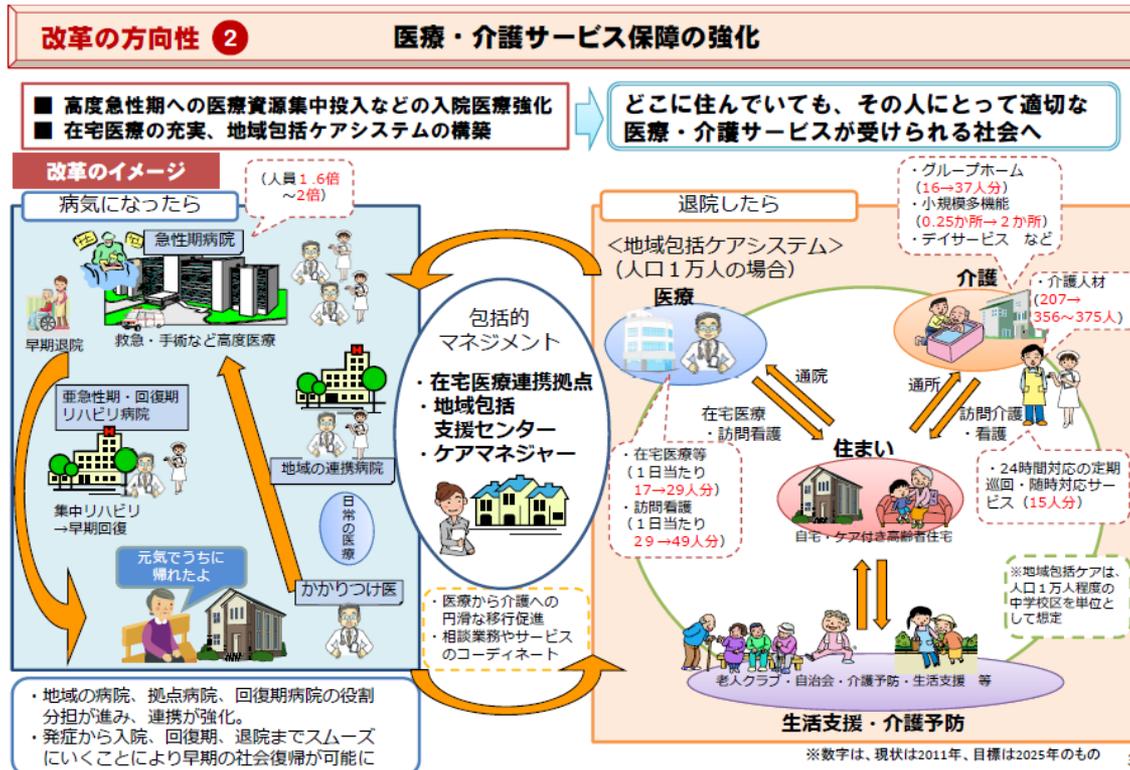
したがって、介護、子育て支援が日本経済全体の成長に寄与するためには、その生産性向上が財源を奪ってきた他産業を上回る必要があるが、他産業より労働集約的であること等からそれは期待し難い。

つまり、社会保障改革が経済成長に結びつく可能性がある分野は医療のみなのである。



ただし、現在の仕組みの欠陥を是正することで生産性向上ができる余地大！

厚労省が掲げた2025年医療介護福祉体制構想の課題

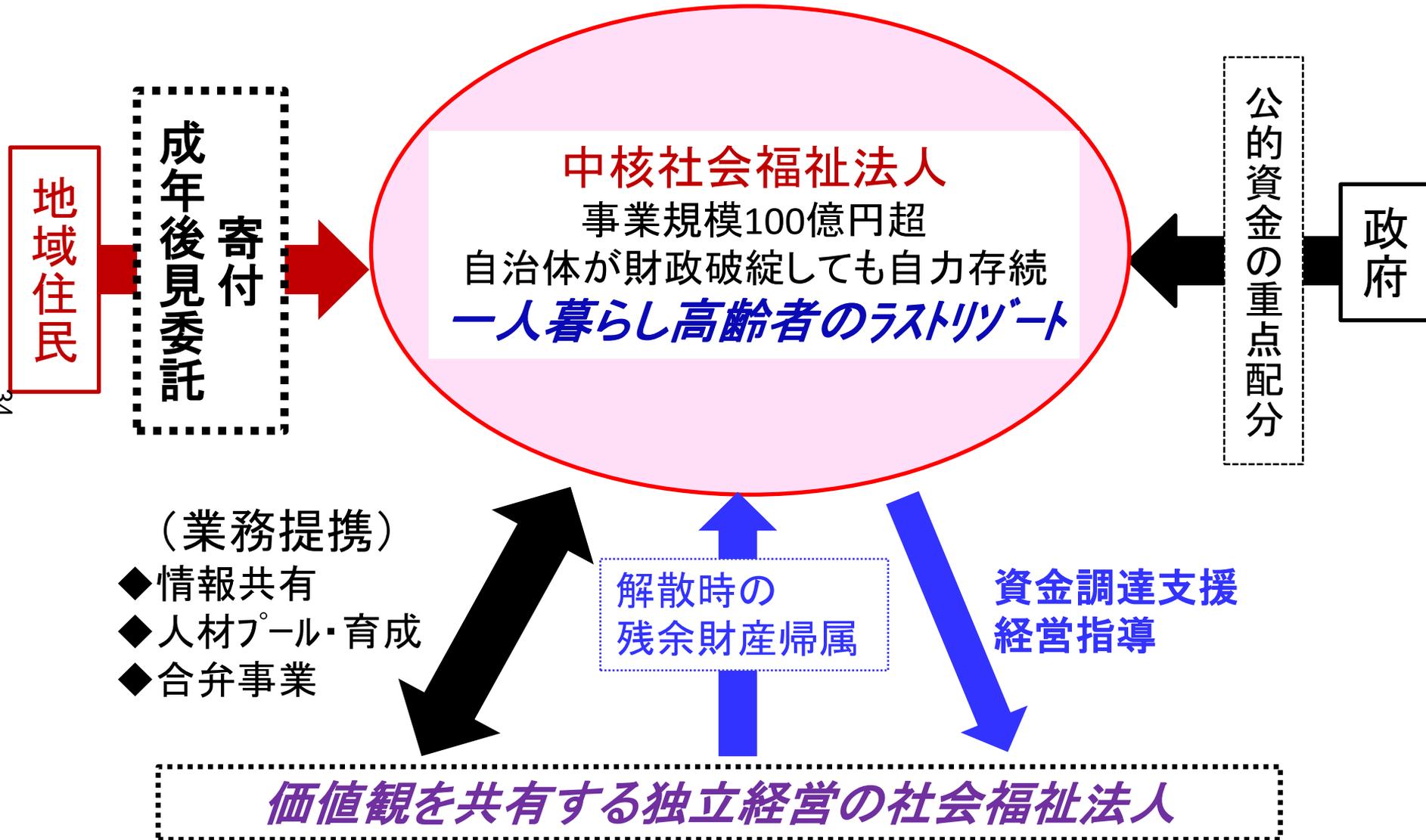


出典：厚生労働省作成資料

中小規模事業体群雄割拠 (**地域医療経営のガバナンスの欠如**) のもと
連携のみにより実現することは不可能

中核機能を果たすセーフティネット事業体の存在が不可欠

地域包括ケアの核になる社会福祉法人のイメージ



模範的中核社会福祉法人への追加支援策の具体例

- ①非営利ホールディングカンパニー機能の付与
- ②地域包括ケアにおける中核機能発揮のための投資財源補助
- ③社会福祉法人と社会医療法人の合併を認める
- ④寄付要件の緩和

＜個人が社会福祉法人に寄付した場合の現在の取り扱い＞

租税特別措置法改正により、平成23年分から所得控除制度に加えて税額控除制度との選択適用が可能となった。その場合の税額控除対象法人の要件は、実績判定期間内において以下の2要件のうち、いずれかを満たしていること。

（要件1）3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して100人以上。

（要件2）経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上。

※実績判定期間とは、直前に終了した事業年度終了日以前の5年以内に終了した各事業年度うち最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言う。